

令和7年度 フードバリューチェーン構築推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 フードバリューチェーン構築推進事業費補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業目的)

第2条 フードバリューチェーン構築推進事業（以下、「本事業」という。）では、生産から消費までの各段階における事業者が、生産効率や品質を高め、連携して商品の付加価値を高める（フードバリューチェーンの最適化）の取組みを支援し、もって県内事業者の所得向上や産地間競争力の維持につなげることを目的とする。

(事業の内容等)

第3条 本事業の事業主体、採択基準、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。ただし、補助額は予算の範囲内で決定する。

(補助事業の募集)

第4条 県は、本事業の募集期間は別途定める。

(事業実施の手続等)

第5条 (1)補助金の交付申請及び変更交付申請

要項第6条第2項第1号の事業計画書及び要項第8条第2項の事業変更計画書は、様式第1号によるものとし、次の書類を添付するものとする。

- ①事業主体の概要がわかる書類
- ②事業に必要な経費の根拠となる書類の写し

(2)実績報告

要項第13条第2項第1号の事業実績書は、様式第1号によるものとし、次の書類を添付するものとする。

- ①事業に要した経費に係る証拠書類の写し
- ②その他知事が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第6条 要項第17条の本事業により取得した財産の処分の制限期間は、農林畜水

産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

（調査・指導等）

第7条 県は、必要に応じて事業主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容について報告を求めることができるものとする。

また、必要があると判断した場合には、現地調査等を実施することができるものとする。この際、事業主体等は、県の求めに応じ、関係書類を提示し、調査等に協力するものとする。

（雑則）

第8条 本事業の実施については、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月15日から施行する。